



事件概要	判断の概要	判断の理由
<p>(1) 令和2年(ワ)第4332号 東京地方裁判所 特許権侵害行為差止等請求事件 原告：フィリップ モーリス プロダクツ ソシエテ アノニム VS 被告：ジョーズ・ジャパン(株)、 アンカー・ジャパン(株)</p>	<p>実施形態の記載に基づく限定 解釈が否定された。</p>	<p>・被告らは、本件明細書等の段落【0013】、【0014】、【図5】などを根拠として、上記の限定を付した解釈をすべきであると主張する。 ・段落【0013】(略)は、エアロゾルの発生態様についての好ましい形態を記述しているにすぎず、同記載をもって、加熱要素の温度の上昇態様を限定するものと解することはできない。 ・段落【0014】(略)は、第1段階において、設定された第1の温度に可能な限り早く上昇させることが望ましい旨を意味しているにすぎず、同記載をもって、電気作動式エアロゾル発生装置の動作開始後に空白時間が生じないことや温度が連続的に上昇することを意味すると解することはできない。 ・【図5】は、(略)温度変化の一例を示したものにすぎず、同図面に依拠して、本件各発明が、第1の温度に上昇する前に意図的に低い温度設定をする場合を含むことが解釈することはできない。</p>

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。